

介護保険制度における要介護者のサービス選択について

-身元保証人不在者や低所得者の施設利用の問題点-

介護老人保健施設「入舟」

阿部 裕昭

地域福祉団体「くらしかた・ねっと」

押木 泉

はじめに

- * 2000年に介護保険法が施行され、「介護を必要とする高齢者が
増えている一方で、介護をする人の高齢化が進むなど、家族だ
けで介護することは難しく」、「誰もが直面する介護の問題を
社会全体で支える仕組みとして」介護保険が始まったと言われ
る。（新潟市 平成24年度版介護保険サービスガイド）
- * それまでの措置制度から、利用者がサービスを選択して事業所
と契約しサービスを利用する制度となった。

仮説

- ① 身元保証・身元引受のいない要介護者がサービス利用時に身元保証人等を求められる場合があり、いなければサービスの選択・利用ができない。
- ② 利用料が支払えない低所得者が利用できないサービスがある。

特に短期入所・短期療養介護を含む施設系サービスと地域密着型サービスにおいてサービスが選択ができないのではないか。

サービス種別

在宅 サービス	施設入所 サービス	地域密着型 サービス
訪問介護 通所介護	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 等
短期入所 (ショートステイ) 等		

介護保険在宅サービス利用の流れ

要介護認定

要介護度	利用限度額/月
要支援1	4万9700円
要支援2	10万4000円
要介護1	16万5800円
要介護2	19万4800円
要介護3	26万7500円
要介護4	30万6000円
要介護5	35万8300円



居宅介護支援
専門員にサービス
計画作成を依頼

※要支援1・2判定は地域
包括支援センターが担当



ケアプラン
作成



→利用限度額の範囲内であれば
介護保険利用料については1割
となる

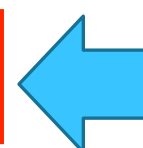
利用料
支払い



サービス
利用



契約



サービス事業所
選択

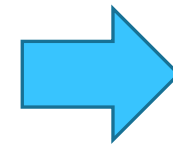
介護保険施設サービス利用の流れ

要介護認定

要介護度
要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5



サービス事業所
(施設)選択



契約



施設サービス
計画作成

※施設ケアマネージャー
が作成



施設
利用



**利用料
支払い**

着眼点 ①

*短期利用を含む、施設利用時には、身元保証・身元引受等を求められる。1人暮らしで身寄りのない要介護者が契約することができず、サービス利用ができない。

着眼点 ②

* 料金が支払えなければそのサービスは選択することができない。

介護保険に関わる費用

① 月々の介護保険料

② 介護保険利用分の1割

③ 食費(通所介護・短期入所等)

④ 居住費(短期入所・施設入所)

⑤ 日用品費(短期入所・施設入所)

⑥ 教養娯楽費(施設入所)

が費用としてかかり、③～⑥の料金は施設の自由設定となる。

③④について収入によって負担を軽減する制度(負担限度額認定)があるため、介護保険入所施設については収入によって軽減が可能。
しかし、軽減制度の対象にならないサービスがある。

負担限度額認定とは

収入により、介護保険施設やショートステイ等を利用した時の**居住費(滞在費)**・**食費負担**が軽減される仕組み。

対象	対象外
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	通所サービス食費 グループホーム 小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護

居宅介護支援専門員へのアンケート調査

1: 身元保証人が不在である方の

担当をしたことがあるか? → ある : 19名 / ない : 19名

○ 上記質問に「ある」と答えた方のみ質問

身元保証人の不在から、施設サービスや地域密着型サービスの利用ができなかったことがあるか?

ある 9名 ない 10名

あると答えた9名の内6名が、身元保証人等がいなくても利用できる**介護保険外の施設**を利用したと回答。

アンケート調査続き

2: 低所得であることから利用料を支払うことができないという理由で、施設サービスや地域密着型サービスを利用することができなかったことがあるか？

ある	14名	ない	23名	未記入	1名
----	-----	----	-----	-----	----

あると答えた14名の内3名が、**介護保険外の施設**を利用したと回答。

事例 ①

* 要介護4 1人暮らし（身寄りなし） 生活保護受給中

アパートの2階で生活しており、居室にクーラーが無く、夏場は居室内の気温が常に30℃を超え、本人は「このままじゃ家に住めない」と言っていた。

担当居宅介護支援専門員は、熱中症の心配をし、早急に短期入所サービスの導入を図るが、急変時の連絡先はなく、認知症があり契約能力無しと判断される。契約代行者不在で契約できず利用できる施設なし。

生活保護であることから設定された限度額を超えてサービスを利用することはできず、介護保険上使える限度額のぎりぎりまで暑い居室で、訪問サービスのみ利用。関係者は毎日、本人の生命の危機を感じながら支援にあたった。

事例 ②

* 男性 内縁関係の方と2人で生活

同居の女性をご本人を介護しながら生活。同居の女性も介護認定を受けており介護保険サービスを利用していた。

介護者である女性が病気のため他界し、独居となる。施設利用の申し込みをしていたが、契約者・身元保証人がいなければ受入できないと言われる。

関係者は本人の兄弟・親族に、施設申し込みの際の身元引受人になってくれないか打診するも、兄弟からは一切の関わりを拒否される。他親族の連絡先を確認しようとしても、教えてくれず、成年後見制度を市長申し立てで行うことで話を進める。

しかし、成年後見制度を使ったとしても身元保証人になれるわけではなく、すべての施設がそれで受入ができるというわけではないため、施設利用の選択の幅は狭まる。併せて申し立てに時間がかかるため、スムーズに利用に繋がらない。

事例 ②

* 女性 生活保護受給中

借家に住んでおり、別居家族がいたが身体障害を抱えており、介護することが難しい。本人の知人の力をかりながら、なんとか在宅生活を続けていた。

地域密着型サービスの導入をはかったが、料金がかかり過ぎるということで断念。自宅での生活が困難になってきたと判断し、特別養護老人ホームの申し込みを行い待っていた。

しかし、申し込みをした施設には個室しかなく生活保護受給者は個室を使うことができないということから入所に至らなかった。

ご本人の心身の状態ではなく、生活保護であるということだけで、施設の選択の幅がせまくなり、利用ができなかった。

考 察

- * サービスに乗れない要介護者が苦しい思いをしていることが事例を通じて分かる。在宅介護の最前線で要介護者を支援する介護支援専門員は、施設サービスを選択できない状況でも、他のサービスで代替しながら、何とか要介護者・家族を支えようと奮闘している。
- * サービス利用に身元保証・身元引受がなければならないという法的根拠や通知等は見つけれられない。施設側が求めるのは、利用者の病院搬送時の対応、利用料未払い時の対応、亡くなった際の対応等を想定していると考えられ、実際にいなければ施設側が困るのは確実である。契約書が身元保証人・身元引受不在を「リスク」として、あらかじめ避けるためのツールとなっている現状がある。
- * 身寄りがない・経済的に苦しい等の生活をしている本来福祉制度の支援を要する方に、支援が届かない。現行制度が人の生活を支える制度になっておらず、契約・利用料の支払いが、自由な選択利用の妨げになっていると考察される。

結論

- * 人の生活は、商品売買のようなサービス提供の方法で支えることはできない。
- * 選択に基づく自由なサービスを基本とし、負担能力によって使えないサービスが出ないようにするべきである。老後の生活を「社会保障」の一つとして整備し、利用料を無料とするくらいでなければ、用意されたサービスの自由な選択はできない。
- * 身元保証・引受の無い方に対しては、既存の法律で対応できないことは決して少なくない。リスクを排除するための「契約条項」を撤廃し、死亡時、救急対応時等施設が求める役割を持つ、既存の法のスムーズな活用を進めるべきである。